

トラック奈良

8

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和2年] **2020**

No.316



東大寺

飲酒運転の根絶への取り組み強化を報告

日時：令和2年7月14日(火) 午後2時

場所：奈良県警察本部交通部長室

公益社団法人奈良県トラック協会の塚本哲夫会長は、事業用トラックによる飲酒運転が増加傾向にあることから、啓発用ミニのぼり旗を奈良県警察に寄贈し、「飲酒運転の根絶」に向けた取り組み強化について報告しました。

山崎友宏交通部長からは、「飲酒運転の根絶は、交通安全県民運動の重点事項の一つでありご協力をお願いする。」と激励がありました。

ミニのぼり旗は、全会員事業所に国土交通省発の「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」の文書を添付し送付して、飲酒運転の防止の徹底についてお願いしています。



▲山崎交通部長

▲塚本会長



▲写真右は、県警マスコットキャラクターナボくん

正副会長会議を開催	2
協会費(平等割)の一部免除について	3
第一回運行管理者試験対策講習会	4
フォークリフト運転技能講習	5

■ 全ト協から	新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン第1版、第2版	6
---------	-------------------------------	---

■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	24
------------	---------------	----

■ 全ト協から	軽油価格調査集計表(2020年5月)	26
---------	--------------------	----

■ 奈ト協から	全日本トラック協会助成事業の助成対象変更	27
	適正化事業・巡回指導報告書	28
	KIT事業の案内	29
	お盆の休日のご連絡について	30
	8月・9月の行事(予定)表	31
	優秀安全運転事業所表彰(銀賞)受賞	31
	トラックの構造上の特性	32
	事業用自動車事故事例No.60	33
	事業用自動車の死亡事故件数及び死者数(車籍別)	34

■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	35
-------------	----------------	----

■ 奈良県から	新型コロナウイルス感染事例発生で注意いただきたいこと	36
---------	----------------------------	----

無事故・無違反チャレンジ運動表彰～ダンプ部会～	巻末
-------------------------	----

(表紙の説明)

七仏通誠偈(しちぶつ ふうかいげ)

仏教で釈迦以前に存在したとされる6人の仏と、釈迦を含む7人の仏(過去七仏)が共通して説いた教えを一つにまとめたとされている偈であり、『法句経』などに収録されている。

内容

諸悪莫作(しょあくまくさ) — もろもろの悪を作すこと莫く(なく)
 衆善奉行(しゅぜんぶぎょう) — もろもろの善を行い
 自浄其意(じじょうごい) — 自ら其の意(こころ)を浄くす
 是諸仏教(ぜしよぶつきょう) — 是がもろもろの仏の教えなり

正副会長会議を開催

日：令和2年7月6日(月)

場所：奈良県トラック会館

奈良県トラック会館で開催された正副会長会議では、新型コロナウイルス感染症の対応策として、令和2年度の会費の一部を免除することについて協議され、7月22日に開催する理事会に上程することとなりました。



▲写真左から中副会長、萩原副会長、吉村相談役、森本副会長、清水副会長

令和2年度の協会費(平等割)の一部免除について

令和2年度の協会費（平等割）の一部免除について

平素は協会運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、経済活動が停滞し、トラック運送業におきましても、厳しい事業環境であると思料されます。

正副会長会議で協議し、7月22日に開催した第276回理事会の承認を得て、下記のとおり、本年度の会費を一部免除させて頂くことになりましたので、ご報告致します。

記

会費（平等割会費）の一部免除

4,500円（月額）×3カ月分（令和2年8月～令和2年10月）

（担当 松村）

※理事会の状況は9月号に掲載予定

第一回運行管理者試験対策講習会

日時：令和2年7月12日(日) 午前、午後とも2時間講習

場所：奈良県トラック会館

8月23日(日)に開催予定の、運行管理者試験を受験する会員に向けた講習会を新型コロナウイルス感染症防止を徹底し開催しました。

受講者数は、会場の定員半分以下の30名とし、入り口で手指の消毒、検温、マスクの着用等決められた手順どおりに対処し、午前終了後には会場の机、椅子、トイレの共用部分等を消毒、午後の部に備えました。また、午後の部終了後においても同様の感染防止対策に努めました。



講師 独立行政法人自動車事故対策機構NASVA奈良支所



消毒状況

フォークリフト運転技能講習

日：令和2年7月18日(土)、19日(日)

場所：奈良県トラック会館

新型コロナウイルス感染症防止対策（手指消毒、検温、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保等）を徹底し、技能講習を実施しました。



トラックにおける 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (第1版)

公益社団法人全日本トラック協会
令和2年5月14日

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、トラック運送業界における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等

の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いかな重点的に確認する。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針¹などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(3) 通勤

- ・ テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。

¹ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

- ・ 自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・ それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

(4) 事業所での勤務

- ・ 従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行うよう努める。
- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・ 従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・ 飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・ 窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・ 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・ 出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・ 会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低1メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・ 少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。

- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施するなど工夫する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン²などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(7) 車両・設備・器具

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。

² 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」
(www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf)等を参照

- ・車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(8) 運転者に対する点呼

- ・対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- ・酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌³することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

(9) 運行中

- ・2名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。
- ・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。
- ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。

³ アルコール検知器の除菌にあたっては、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシ（アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>）を参考にすることが望ましい。

- ・作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。
- ・共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う（アルコール消毒可）。

(10) 事業所等への立ち入り

- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11) 従業員に対する協力のお願い

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ・過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12) 利用者に対する協力のお願い

- ・事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。

- ・ 非対面・非接触の配送形態である「置き配」について、ガイドライン⁴を参照しながら活用への理解を促す。

(13) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14) その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- ・ 新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、公益社団法人全日本トラック協会が新型インフルエンザの感染予防対策のために作成したガイドライン⁵も参考にする。

(以上)

⁴ 「置き配の現状と実施に向けたポイント（令和2年3月経済産業省・国土交通省）」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001335954.pdf>)

⁵ 「物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン（緊急対策マニュアル）」
(<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/pdf/inhuruenza.pdf>)

「新型インフルエンザ対策ガイドライン緊急対策マニュアル副読本」
(http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/influ/img/kinkyu_taisaku_manual_sub.pdf)

トラックにおける 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (第2版)

公益社団法人全日本トラック協会
令和2年6月12日

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、トラック運送業界における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、対処方針においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められている。同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められている。

このため、事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の運行形態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

また、自らの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有などを通じ、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援にも、積極的に貢献していくことをお願いしたい。

なお、本ガイドラインは、緊急事態措置を実施する期間中のみならず、当該期間後においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発などにより企業の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染拡大の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、事業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、事業所内、事業用自動車内、運行経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等

の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針¹などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(3) 通勤

¹ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」など
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、これを励行する。
- ・それ以外の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。

（４）事業所での勤務

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低1メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減

らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。

- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施するなど工夫する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン²などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(5) 事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(6) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(7) 車両・設備・器具

² 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」(www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf)等を参照

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。
 - ・車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
- ※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

(8) 運転者に対する点呼

- ・対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置すること、換気を徹底すること等により、いわゆる「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- ・酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌³することや車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。

(9) 運行中

- ・2名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。

³ アルコール検知器の除菌にあたっては、誤検知を防ぐため、アルコール検知器協議会の作成したチラシ（アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項」<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>）を参考にすることが望ましい。

- ・ 荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。
- ・ 気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす⁴。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。
- ・ 乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。
- ・ 作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。
- ・ 共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う（アルコール消毒可）。

(10) 事業所等への立ち入り

- ・ 取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。

(11) 従業員に対する協力をお願い

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・ 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。

⁴ 環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」

(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について ～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～」

(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)

厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。
- ・ 取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(12) 利用者に対する協力のお願い

- ・ 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。
- ・ 非対面・非接触の配送形態である「置き配」について、ガイドライン⁵を参照しながら活用への理解を促す。

(13) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

(14) その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

⁵ 「置き配の現状と実施に向けたポイント(令和2年3月経済産業省・国土交通省)」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001335954.pdf>)

- ・ 新型コロナウイルスの感染予防にあたっては、本ガイドラインに加えて、公益社団法人全日本トラック協会が新型インフルエンザの感染予防対策のために作成したガイドライン⁶も参考にする。

(以上)

⁶ 「物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン（緊急対策マニュアル）」
(<http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/pdf/inhuruenza.pdf>)
「新型インフルエンザ対策ガイドライン緊急対策マニュアル副読本」
(http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/influ/img/kinkyu_taisaku_manual_sub.pdf)

改訂後	改訂前
トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (第2版) 3. 講じるべき具体的な対策 (2) 健康管理 ・従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。<u>また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。)</u> (4) 事業所での勤務 (削除) ・飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する(その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。) (9) 運行中 ・2名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。 ・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類	トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (第1版) 3. 講じるべき具体的な対策 (2) 健康管理 ・従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。(運転者の健康管理については、「(8) 運転者に対する点呼」の内容も参照すること。) (4) 事業所での勤務 ・従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、<u>人員配置について最大限の見直しを行うよう努める。</u> ・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する(その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。) (9) 運行中 ・2名以上の従業員が同乗する場合には、マスクの着用を徹底する。 ・荷物の受け渡し、荷役等において、マスクや手袋を着用するとともに、書類
の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。 ・<u>気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合には、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する。</u> ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。 ・作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。 ・共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う(アルコール消毒可)。 ⁴ 環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」 (https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf) 環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～」」 (https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf) 厚生労働省「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html) (11) 従業員に対する協力をお願い ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。 (削除)	の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷卸し後は車内の消毒に努める。 ・乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。 ・作業は1人で行う、または、複数名で行う場合は持ち場を分担するなど、できるだけお互いに距離を取って行う。 ・共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う(アルコール消毒可)。 (11) 従業員に対する協力をお願い ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。 ・<u>過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。</u>

近畿交通共済からのお知らせ

暑い夏、万全の健康管理で事故防止を

事故防止キャンペーン実施中 8月1日(土)～12月31日(木)

疲労運転を防止しましょう

当組合の事故発生状況については、コロナ禍により、4月、5月は対人および対物事故が大幅に減少しました。しかし、6月に入って経済活動の回復にともない、事故の減少幅は小さくなっており、車両事故は増加傾向にあります。

夏場は例年、事故が多発します。暑さや睡眠不足による疲労がたまりやすく、注意力散漫による前方不注意や、居眠り運転といった、不安全行動が現れやすく、交通事故が発生しやすくなります。

ドライバーの方々にはいつにも増して、スピードを控え、時間に余裕をもった運転を心掛けてほしいものです。事業主の方からも、疲れたら「休憩を早めにとるように」と一言声をかけていただきますようお願いします。

疲労・居眠り運転の防止には、睡眠が必要不可欠です。日中に適度な運動を心がけたり、ぬるめの温度でゆったりと入浴などもおすすめです。車内熱中症にも注意してください。1、2時間ごとに休憩し、100～200 mlの水分を補給しましょう。また、バランスの取れた食生活で、暑さを乗り切ってください。

当組合では現在、令和2年度無事故コンクールを実施し、組合員・運転者が無事故に挑戦する運動を展開しています。

コンクール期間の5ヶ月間、無事故であった契約組合員（当組合に事故受付がなされていない組合員）および各地域を対象に表彰いたします。

無事故達成組合員には、記念品を進呈いたします。また、コンクール期間内に対人・対物共済の事故率が共に共済平均事故率を下回る上位8地域を表彰いたします。



近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、奈良事務所 0743—59—1701まで

「あおり運転」が厳罰化

これまで「あおり運転」を直接取り締まる規定はありませんでしたが、令和 2 年 6 月 30 日から道路交通法に「妨害運転罪」が創設されます。

他の車両の通行を妨げる目的で行う車間距離不保持や急ブレーキなど、下記の一 定（10 類型）の違反が「あおり運転」として厳罰化の対象となります。

【妨害(あおり)運転の対象となる一定の違反】



※イラスト出典：警察庁資料から

【罰則等】

行 為	罰 則	行 政 処 分
通行妨害目的で交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、一定の違反をした場合	3 年以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金	違反点数 25 点 →免許取消し(欠格期間 2 年)
上記の行為に加え、高速道で他車を停止させたり、その他道路で著しい交通の危険を生じさせた場合	5 年以下の懲役 又は 100 万円以下の罰金	違反点数 35 点 →免許取消し(欠格期間 3 年)

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちで安全運転

時間に余裕がなくて焦ったり、気分がムシャクシャしている時は、車間距離が短くなるなど、周りからあおり運転と思われるようになる可能性があります。また、そのような運転は、他車からあおり運転をされてしまう「きっかけ」を与えることにもなりかねません。

深呼吸をして心を落ち着かせ、どんなときでも「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転することが大切です。

あおり運転をされる「きっかけ」をつくらない運転

あおり運転をされる「きっかけ」をつくらないう、次のことを意識した運転に心がけましょう。

- ・ 追いつかれたら早めに道をゆずりましょう。
- ・ 急な進路変更はやめましょう。
- ・ 車間距離は十分にとりましょう。
- ・ 急発進や急停車はやめましょう。

- あおり運転の被害防止のためにも、ドライブレコーダーを装着しましょう！
- あおり運転を受けたときは、車外に出る事なく 110 番通報を！

軽油価格調査集計表(2020年5月)

令和2年6月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2020年5月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	80.05	65.82	74.44

2020年5月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X T G エネルギー	72.13	65.24	79.51
出光	75.50	65.46	70.60
昭和シェル	111.75	75.37	71.40
エクソンモービル			
キグナス		67.00	
コスモ	65.20	64.11	76.90
その他	77.43	65.91	71.03

2020年5月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	80.79	66.14	75.56
30～50キロリットル未満	70.40	65.95	68.71
50～100キロリットル未満		64.15	70.75
100キロリットル以上		67.60	

2020年5月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	87.43	64.93	74.58
30～60日未満	79.29	65.41	73.15
60日以上	65.50	70.03	86.98

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2020年1月	104.03	98.64	105.01
2020年2月	106.05	93.09	100.35
2020年3月	94.64	83.30	91.03
2020年4月	86.22	70.25	82.21
2020年5月	80.05	65.82	74.44

※消費税抜きの価格となります。

(公社) 全日本トラック協会助成事業の助成対象変更について

令和2年度 (公社) 全日本トラック協会助成事業の助成対象変更について

(公社) 全日本トラック協会が実施する一部の助成事業については、新型コロナウイルス感染症対応のため、予算の見直し(減額)が行われました。

それに伴い、当該助成事業について下記の通り助成対象が変更になりましたので、申請を予定されている場合は、速やかに申請をお願い致します。

記

1 助成対象が変更される助成事業

- ・安全装置等導入促進助成金※
- ・衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金(全ト協)
- ・血圧計導入促進助成金(全ト協)
- ・天然ガス自動車用燃料供給施設等助成金(全ト協)

2 変更内容

令和2年4月1日から令和2年9月30日までに導入が完了したものを助成対象とし、令和2年10月1日以降に導入したものについては助成対象外となります。ただし、予算額に達し次第、終了します。

※令和2年10月1日以降に導入した安全装置等については、(公社) 奈良県トラック協会(1台あたり30,000円)のみ助成対象です。ただし、予算額に達し次第、終了します。

(本件担当：棚上)

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

2020年度実施状況		
実施目標件数	実施件数	実施率
262件	5件	1.9%

2020年6月実施状況			
計画件数	実施件数	実施率	巡回延出動台(日)数
6件	5件	83.3%	5台

※新型コロナウイルス感染症対策として、
4月から6月14日まで中止とし、6月
15日より再開しました。

調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	5	0	0.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	5	0	0.0%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	5	0	0.0%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	5	0	0.0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	5	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	4	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	5	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	5	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	1	0	0.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	5	0	0.0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	5	1	20.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	2	1	50.0%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	5	1	20.0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	5	0	0.0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	5	0	0.0%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	5	0	0.0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	5	0	0.0%
	6. 過積載による運送を行っていないか。☆	5	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	5	1	20.0%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	5	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。☆	4	0	0.0%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	0	0	0.0%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	5	1	20.0%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	4	2	50.0%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	4	0	0.0%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	4	0	0.0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	5	0	0.0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	5	0	0.0%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	5	0	0.0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	5	1	20.0%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	2	1	50.0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	5	0	0.0%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	5	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	5	0	0.0%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	5	1	20.0%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	4	0	0.0%
VII. 運輸安全マネジメント	1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。	5	3	60.0%
指導件数合計		164	13	7.9%

(注) ○…重点指導項目 ☆…壺柙は項目から除外

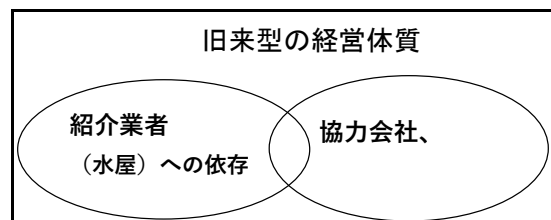
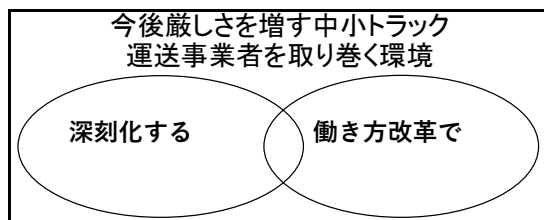
	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	1 件	1 (1) 件	件	件	件	件	2 (1) 件
新規参入	件	2 (1) 件	件	件	件	件	2 (1) 件
新規(他)	件	1 (1) 件	件	件	件	件	1 (1) 件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	1 件	4 (3) 件	件	件	件	件	5 (3) 件

() は会員外の件数です

K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport
K I T(協同・情報・輸送) 事業のご案内
キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ
求荷求車ネットワーク「WebKIT2」



WebKIT2
がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・ 大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・ 明確な運賃
- ・ 回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 配車業務のシステム化
- ・ 配車担当者のスキル向上
- ・ 書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・ 閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・ 帰り荷確保(実車率アップ)
- ・ 余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

* 運賃の集金は組合精算ですので安心です。

* 運賃の支払いは45日サイトです。

* 軽油・尿素的の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃＜事例＞

◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市)

運賃 85,000円(税抜き)

◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市)

運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和2年	5月	6月
軽油	72円	80円

4トン車

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素的販売

アドブルー 1L=52円(2020年1月現在)

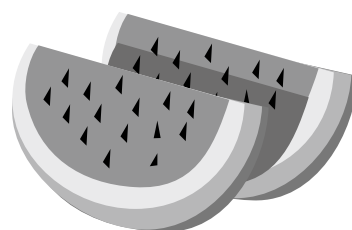
お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合 〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15

TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

お盆の休日のご連絡について

暑中お見舞い申し上げます。
 平素は協会業務にご理解とご協力を頂き、
 ありがとうございます。
 事務局もお盆休みを頂きますので、
 お知らせいたします。
 盆休日は下記のとおりです。
 あらかじめご了承くださいよう
 ご連絡申し上げます。



盆休日 ～事務局～
 令和2年8月12日(水)～14日(金)まで

《緊急連絡先》

緊急連絡先をご案内申し上げます。

8月12日(水)	090-8758-6975	【協会携帯No.4】	岸本
8月13日(木)	090-1441-3878	【協会携帯No.6】	上村
8月14日(金)	090-7340-7061	【協会携帯No.5】	森
8月15日(土)	090-7342-7715	【協会携帯No.1】	山村
8月16日(日)	080-8941-9227	【協会携帯No.7】	奥田



奈良・針トラックステーション
 お盆の休日
 令和元年8月12日(水)～14日(金)まで

トラック協会・陸災防奈良県支部

8月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
19	水	9:30～	運行管理者試験対策講習会(～11:30)	奈良県トラック会館
19	水	13:30～	運行管理者試験対策講習会(～15:30)	奈良県トラック会館
21	金	9:30～	運行管理者試験対策講習会(～11:30)	奈良県トラック会館
21	金	13:30～	運行管理者試験対策講習会(～15:30)	奈良県トラック会館
23	日	13:00～	令和2年度第1回運行管理者試験	奈良県コンベンションセンター
26	水	11:00～	広報委員会	奈良県トラック会館

9月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
5	土	9:00～	小型移動式クレーン運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
6	日	9:00～	小型移動式クレーン運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
12	土	8:30～	小型移動式クレーン運転技能講習会【実技】	奈良県トラック会館

優秀安全運転事業所表彰(銀賞)受賞

日時：令和2年7月7日(火) 午後4時30分～
場所：自動車安全運転センター 奈良県事務所

塚本運送株式会社は職場ぐるみで安全運転、交通事故防止に努め運転記録証明書の分析結果、無事故無違反率が優良だったので優秀安全運転事業所として銀賞を受賞されました。



▲右から自動車安全運転センター奈良県事務所 宮本勝弘所長、塚本運送株式会社 代表取締役 塚本哲夫氏、自動車安全運転センター総務課長 森田誉己氏

*写真撮影のためマスクを外しております。

トラックの構造上の特性

2

過積載と罰則

III

●使用者に対する公安委員会の指示

車両の使用者は、運転者に積載物を積載して運転させるにあたって、法令を遵守させる努力義務が定められています。これは車両の運行管理、積載の管理を行う企業等が社会経済活動を行う上で果たすべき当然の責務だからです。

もし、これに違反して過積載運転が行われた場合、使用者に対して、公安委員会から過積載を防止するために必要な措置をとるよう指示が出されます。

指示後1年以内に過積載運転を繰り返すと、公安委員会から自動車の使用制限命令を受けることがあります。

公安委員会の指示の例

- ・ 積載に関する法令を遵守する。
- ・ 運転者に対し、出荷時に積載物の重量を確認するなどの指導をする。
- ・ 過積載となるような運送契約・売買契約をしない。
- ・ 過積載を前提とした運行計画を立てない。
- ・ 不正改造車両を使用しない。
- ・ 積載状況記録を作成・保管する。

●荷主等が過積載の要求をすることも禁止されている

トラック事業者だけでなく、荷主等も運転者に過積載を要求したり、過積載になることを知りながら、荷物を運転者に引き渡したりすることが禁止されています。

もし、荷主等が過積載の要求を繰り返して行えば、警察署長より過積載の再発防止命令を受けたり、国土交通大臣より過積載を防止するための勧告を受けることになります。

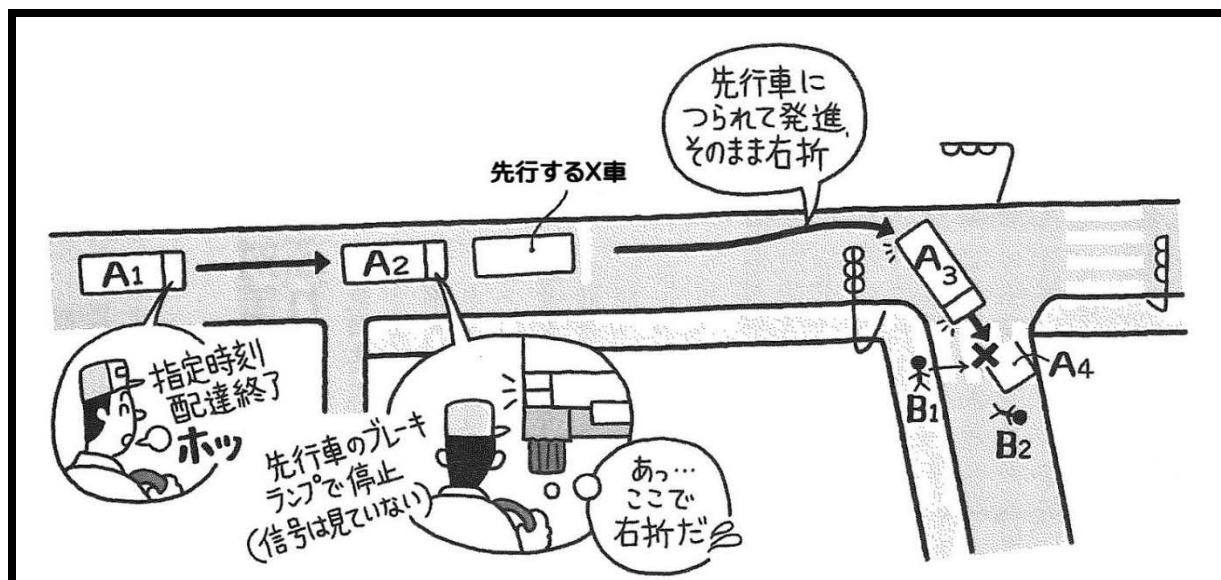
このようにトラック事業者だけでなく、荷主等も過積載の防止義務が定められているのです。



事業用自動車事故事例 No.60

普通貨物車と高齢歩行者の横断歩道横断中の事故

■事故の概況



事故類型：人対車両

発生日時：朝 晴れ

当事者A：普通貨物車 30歳代 男性

当事者B：歩行者 70歳代 女性

■ 事故の概要

Aは配達時刻指定の荷物を指定時刻に配達し終え、ホッとしながら運転をしていました。次の配達先は時間の指定がなく、急いで配達する必要はありませんでした。しかも配達先まで走り慣れた道路で、配達先の住所を確認しながら運転しなくてもよい状態でした。A車の前には、普通貨物車X車が走行しており、A車はそれに追従するような状態で走行していました。しばらく走ったところで前方のX車が停車したので、A車も続いて停車しました。ふと気がつくと、次の配達先に向かうには右折しなければならない交差点でした。信号が青に変わりX車が発進したのでAもつられて動き出し、いつもほとんど歩行者のいない交差点の横断歩道のあたりで、特に注意もせず漫然と右折を開始しました。そのとき、横断歩道を横断中のBが目の前におり、はっとしてAは急ブレーキをかけたが間に合わずBと衝突しました。

一方Bは衝突地点から約40m離れたバス停で下車して歩いていました。事故の起きた横断歩道のある交差点の歩行者用信号が青になったので、Bは横断歩道上を横断し始めました。横断歩道の中央付近まで進んだとき、Bは左方向から右折してきたA車にはね飛ばされました。

■ 事故から学ぶ

普通、私たちは緊張するとその後には弛緩するものです。年齢や経験など人によって大きく異なるでしょうが、人間が連続して緊張していられるのは約30分間と言われてます。運転中にも無意識のうちにこの緊張と弛緩を小刻みに繰り返しているのです。しかし、緊張すべきポイントで弛緩していると今回の事例のように注意が散漫になって安全の確認が不適切になってしまいます。緊張すべきところでしっかり緊張して安全確認をすることは、運転免許を取得した人が当たり前のこととしてやらなければならないことです。

事業用自動車の死亡事故件数及び死者数

H28～R01年 事業用貨物自動車の管轄運輸支局（車籍）別の死亡事故件数及び死者数（第1当事者）

区分		死亡事故件数					死者数					車両台数	1万台当たり 死亡事故件数
		H28	H29	H30	R01	H30比増減	H28	H29	H30	R01	H30比増減		
北海道		18	9	13	10	△ 3	21	9	14	10	△ 4	69,262	1.4
東北	宮城	5	4	5	5	0	5	4	5	5	0	28,393	1.8
	福島	7	7	5	2	△ 3	7	7	5	2	△ 3	24,316	0.8
	岩手	0	5	3	2	△ 1	0	5	3	2	△ 1	14,843	1.3
	青森	4	3	4	3	△ 1	4	4	4	3	△ 1	14,741	2.0
	山形	1	1	1	3	2	1	1	1	5	4	9,823	3.1
	秋田	2	2	0	2	2	2	2	0	2	2	8,618	2.3
北陸・信越	新潟	6	5	4	4	0	6	7	4	4	0	24,250	1.6
	長野	3	2	2	6	4	3	2	2	6	4	18,578	3.2
	石川	2	2	0	4	4	2	2	0	4	4	13,712	2.9
	富山	3	3	2	0	△ 2	3	3	2	0	△ 2	13,148	0.0
関東	東京	9	10	7	4	△ 3	9	10	7	4	△ 3	95,515	0.4
	神奈川	9	12	6	10	4	9	12	6	10	4	70,814	1.4
	千葉	21	12	16	18	2	21	12	16	19	3	64,787	2.8
	埼玉	22	13	17	16	△ 1	23	13	17	16	△ 1	89,666	1.8
	茨城	5	9	11	12	1	5	9	11	12	1	43,930	2.7
	群馬	6	4	5	3	△ 2	7	4	5	3	△ 2	26,193	1.1
	栃木	4	1	9	3	△ 6	4	1	9	3	△ 6	24,205	1.2
	山梨	0	1	1	0	△ 1	0	1	1	0	△ 1	8,069	0.0
中部	愛知	12	11	22	13	△ 9	12	12	22	13	△ 9	90,039	1.4
	静岡	7	7	9	7	△ 2	7	7	9	7	△ 2	42,817	1.6
	岐阜	4	2	2	3	1	4	2	2	3	1	20,273	1.5
	三重	7	4	4	3	△ 1	7	4	4	4	0	22,897	1.3
	福井	1	0	2	2	0	1	0	2	2	0	8,933	2.2
近畿	大阪	19	36	22	23	1	21	37	22	23	1	97,919	2.3
	兵庫	5	8	7	2	△ 5	5	8	7	2	△ 5	23,978	0.8
	京都	8	14	14	6	△ 8	8	14	16	7	△ 9	49,868	1.2
	滋賀	4	1	1	1	0	4	1	2	1	△ 1	13,047	0.8
	奈良	2	2	8	1	△ 7	3	2	9	1	△ 8	10,662	0.9
	和歌山	2	0	1	3	2	2	0	1	3	2	9,673	3.1
中国	広島	9	7	4	6	2	11	8	4	6	2	31,343	1.9
	鳥取	0	0	1	4	3	0	0	1	4	3	5,530	7.2
	島根	0	2	0	1	1	0	2	0	1	1	5,986	1.7
	岡山	3	11	2	8	6	3	12	2	8	6	26,608	3.0
四国	山口	2	1	2	3	1	2	1	2	3	1	13,882	2.2
	香川	3	4	1	5	4	3	4	1	5	4	13,264	3.8
	徳島	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0	7,204	1.4
	愛媛	6	12	4	4	0	6	13	4	4	0	15,222	2.6
九州	高知	3	2	4	4	0	3	2	4	4	0	6,815	5.9
	福岡	17	13	15	9	△ 6	18	13	15	10	△ 5	55,711	1.6
	佐賀	1	4	2	0	△ 2	1	4	2	0	△ 2	10,231	0.0
	長崎	1	3	3	2	△ 1	2	3	3	2	△ 1	9,318	2.1
	熊本	5	4	4	4	0	5	4	6	4	△ 2	16,033	2.5
	大分	2	4	1	4	3	2	4	1	4	3	10,314	3.9
	宮崎	1	4	0	3	3	1	4	0	3	3	11,133	2.7
	鹿児島	2	3	2	6	4	2	3	2	6	4	16,918	3.5
沖縄		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,547	0.0
不明		4	6	4	4	0	4	7	4	4	0	0	
合 計		258	270	253	239	△ 14	270	279	260	245	△ 15	1,316,028	1.8

※軽自動車による死亡事故件数及び死者数を除く 出典：（公財）交通事故総合分析センター

※車両台数はトレーラ及び軽自動車を除く営業用貨物自動車の保有台数（R01年12月末現在） 出典：（一財）自動車検査登録情報協会

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

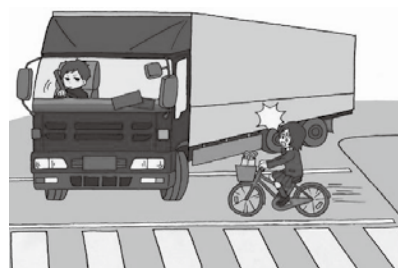
7月15日現在					
区 分	令和2年	令和元年	増減数	備 考	
総件数	17,870 件	21,288 件	-3,418 件	1日に約	91 件
人身事故件数	1,429 件	1,818 件	-389 件	1日に	7 件
死者数	12 人	18 人	-6 人	約16日に	1 人
負傷者数	1,761 人	2,259 人	-498 人	1日に約	9 人
物損事故件数	16,441 件	19,470 件	-3,029 件	1日に約	83 件

(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

7月15日現在			
区 分	令和2年	令和元年	増減数
総件数	808 件	849 件	-41 件
人身事故件数	53 件	88 件	-35 件
死者数	2 人	2 人	0 人
負傷者数	70 人	118 人	-48 人
物損事故件数	755 件	761 件	-6 件

(データは概数)



県内の事業用貨物自動車に関する交通事故死者数は、**2人(前年比±0人)**です。
いずれも、大型トラックとバイクが衝突した交通事故です。

3 令和2年秋の交通安全県民運動

実施期間

令和2年9月21日(月)～令和2年9月30日(水)までの10日間

運動重点

- ① 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ② 高齢運転者等の安全運転の励行
- ③ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止
- ④ 二輪車、原付車の交通事故防止

現在の情勢に応じた交通安全運動を実施します!!
本運動へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします!



奈良県警察



新型コロナウイルス感染事例発生で注意いただきたいこと

①大阪での飲食は注意して

- ☐ 多人数・長時間の会食は避ける
- ☐ 対面は避けて、横並び、互い違いに座る
- ☐ 大声での会話は避ける
- ☐ 大皿は避けて、個別注文
- ☐ お酌、回し飲みは避ける
- ☐ お店の感染防止対策をチェック
(消毒薬、従業員のマスク、座席間隔等)

②大阪でのカラオケは注意して

- ☐ 人との間隔を2 m (最低1 m) 空ける
- ☐ 歌うときは、特に間隔に注意
- ☐ 少人数・空いた時間・広い部屋
- ☐ 対面は避けて、横並び、互い違いに座る
- ☐ 歌う人の正面に食べ物を置かない
- ☐ マイク・リモコンは使うたびに消毒
- ☐ 歌う・食べる時以外はマスク着用

③大阪での買い物は注意して

- ☐ 1 人または少人数ですいた時間に
- ☐ 現金の直接の手渡しを避ける
- ☐ 計画的に素早く済ます
- ☐ 展示品への接触は控えめに

④勤務先でも注意して

- ☐ 人との間隔を2 m (最低1 m) 空ける
- ☐ 会話は正面を避ける
- ☐ テレワーク、ローテーション勤務の活用
- ☐ 名刺交換はオンライン
- ☐ 打合せ時は換気を徹底
- ☐ 手洗い・手指消毒の徹底、マスクの着用は共通の注意

⑤帰宅後に「うつさない」ことにも注意

- ☐ 家に帰ったらすぐに手や顔を洗う
- ☐ できるだけすぐに着替え、シャワー
- ☐ こまめに洗濯
- ☐ 家の中でも咳エチケット
- ☐ 手で触れる共有部分を定期的に消毒
- ☐ タオルは、トイレ・洗面所・キッチンなどで共用しない

⑥勤務先で「うつさない」ことにも注意

- ☐ 毎朝の検温、健康チェック
- ☐ 症状がある場合は自宅で療養
- ☐ 勤務中に体調が悪くなった場合は無理せず帰宅
- ☐ 手洗い、手指消毒の徹底
- ☐ 人との間隔を2 m (最低1 m) 空ける
- ☐ マスクの着用

無事故・無違反チャレンジ運動表彰 ～ ダンプ部会 ～

日時：平成2年7月10日(金) 午前11時～

場所：奈良県警察本部 交通部長室

奈良県トラック協会ダンプ部会（山口 滋 部会長）は、120日間の無事故・無違反チャレンジ運動を展開、警察本部山崎友宏交通部長から達成事業所に対し、表彰状が手交されました。山崎交通部長は、「一人でも1件でも交通事故を減少させるため、共に取り組んでいきましょう。」と挨拶されました。



◀交通部長から表彰される
山口ダンプ部会長



*写真撮影のためマスクを外しております。(ナボくんはマスク着用しています)

トラック奈良 2020 年 8 月 第 316 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

大都市との往来で特に注意していただきたい「うつらない・うつさない」ための7つのポイント

感染予防のための「3つの徹底」

- (1) 手洗い、手指消毒の徹底
- (2) 接触しない、人との間隔は2m（最低1m）空ける
- (3) 症状がある場合の外出自粛の徹底

マスク着用 こまめに換気 手洗いの徹底



出勤前

毎朝の検温、健康チェック。
症状がある場合は自宅で療養。（症状がある時は個室で過ごし、極力部屋から出ない）



出勤

できれば、混んでる時間帯は避けて出勤。（テレワークやローテーション勤務も有効）
公共交通機関では、会話は控えめに。
徒歩や自転車利用も併用する。



会社で

密閉・密集・密接を避ける。（オンライン会議も有効）



食事

お箸やお皿の共用、大皿での取り分けを避ける。
対面ではなく、横並びで座ろう。
おしゃべりは控えめに。
お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて。



帰宅時

家に帰ったらすぐに手や顔を洗う。
できるだけすぐに着替え、シャワー。
こまめに洗濯。



家の中

家の中でも咳エチケット。
手で触れる共有部分を定期的に消毒。
タオルは、トイレ・洗面所・キッチンなどで共用しない。
ゴミはすぐに密閉して捨てましょう。



十分な睡眠・食事で、健康管理をしっかりと。
おでかけは、密閉・密集・密接を避けて。

奈良県から